

【復興庁計上分】

特用林産施設体制整備復興事業（継続）

【平成30年度概算決定額 887,158（904,458）千円】

事業のポイント

特用林産施設整備や放射性物質の被害防止対策等により、特用林産物生産の経営基盤の強化や就業機会を確保し、被災地の復興を図ります。

<特用林産物を巡る現状>

- ・原発事故の影響により、きのこ類及び山菜類で175市町村に対し、国の出荷制限等の指示が出ています（平成29年12月4日現在）。
- ・原発事故による放射性物質の汚染等により、生産や経営が困難な状況が続いています。

政策目標

国産きのこ類の生産量（457千トン（平成28年）

→459千トン（平成37年））

<内容>

特用林産施設の体制整備

（1）きのこ等の生産力増強対策

特用林産施設の効率化等のための生産・加工・流通施設の整備、生産者等の次期生産に必要な生産資材の導入費^注を支援します。

（2）放射性物質等の被害防止対策

ほだ木の洗浄機械や簡易ハウス等の放射性物質の防除施設を整備します。

注：導入費について損害賠償を受けた場合は、賠償部分の補助金を返還する必要があります。

<補助率>

1／2、1／3

<事業実施主体>

都道府県、市町村、森林組合、農事組合法人、林業者の組織する団体等

<事業実施期間>

平成24年度～32年度（9年間）

[担当課：林野庁経営課]

特用林産施設体制整備復興事業

【 背景 】

特用林産物については、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響等により、生産や経営が困難な状況が続いている。

被災地の復興に向け、きのこの等の生産力増強のための施設整備や次期生産に必要な生産資材の導入、放射性物質の防除施設の整備等、特用林産物生産の経営基盤の強化等に向けた支援を継続する必要。

【 実施内容 】

○きのこの等の生産力増強対策

- ・特用林産施設の効率化等のための生産・加工・流通施設の整備
- ・生産者等の次期生産に必要な生産資材の導入等

○特用林産物放射性物質等の被害防止対策

- ・ほだ木の洗浄機械、簡易ハウス等の放射性物質の防除施設の整備等

